

令和3年度

かすみがうら市 生活支援員養成研修

かすみがうら市では「安らぎとやさしさ 支え合いのまちづくり」に向けて、支援を必要とする高齢者に掃除や買い物、調理などの家事支援を行う「生活支援員」を養成します。住み慣れた地域で支え合い、高齢になっても安心して暮らし続けることができる地域社会を作りだしましょう。

受講修了者は、かすみがうら市生活支援員として登録され、地域で活動していただけます。

かすみがうら市生活支援員養成研修とは？

介護認定の要支援1・2及び事業対象者（生活機能低下が認められた方）の方に、『基準緩和型訪問サービス』（掃除・洗濯・買い物・調理などの家事援助※身体介護を除く）を提供する資格を取得できる研修です。

この資格があると、かすみがうら市の指定基準緩和型訪問介護事業所で生活支援員として従事できます。

日 時 令和3年10月25日（月）13:30～16:40
10月26日（火）13:00～16:40

開催場所 ピソ天神 又は
ウエルネスプラザ

研修内容 1日目 超高齢化社会及び介護福祉への理解
認知症への理解
2日目 高齢者への理解
生活支援のための知識及び技術

参加費 無 料
ただしテキスト代1,300円必要

定 員 20名

受講対象者 かすみがうら市内にお住いで、研修終了後に生活支援員として活動が可能な方
（要介護及び要支援の認定を受けていない方）

申込期間 令和3年9月21日（火）～10月1日（金）
新型コロナウイルス感染拡大の際は中止する場合があります

申込方法 期間中にピソ天神にご連絡ください

電話 029-833-0298
FAX 029-833-0299

かすみがうら市
委託事業



生活支援員養成研修申込書

研修期間：令和3年10月25日(月)・10月26日(火)の2日間

確認事項

- ◎受講料は無料ですが、テキスト代として別途 1,300 円必要になります。
資格の基準を満たせるよう、全日程（2日間）ご参加ください。
- ◎資格取得後は、かすみがうら市生活指導支援員として市内の指定基準緩和型訪問介護事業所にて従事できます。

私は、上記の事項を確認のうえ、生活支援員養成研修に参加します。

年 月 日

フリガナ	
氏名	
生年月日	昭和 平成 年 月 日 (歳)
性別	男 ・ 女
自宅住所	〒 茨城県かすみがうら市
連絡先 (家電話または携帯)	

お申し込み・お問い合わせは

ピソ天神

かすみがうら市宍倉 5696-3 TEL : 029-833-0298

必要事項をご記入の上、下記番号まで FAX または上記住所まで郵送にてご提出下さい。

FAX 029-833-0299

また、電話でのお申し込みも可能です。 電話 029-833-0298